

つくば市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

まちづくり推進部建築指導課

平成28年3月



つくば市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

1 耐震改修促進計画策定の背景について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で建築物の倒壊は、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準によって設計された建築物に多くみられたことから、地震による被害を減少させるために旧耐震の建築物の耐震化を推進することが求められました。

国土交通省の「住宅・建築物の地震防災推進会議」では、住宅及び特定建築物の耐震化率を現状の約75%から90%にすることが提言されました。

平成18年には耐震改修促進法が改正され、地方公共団体は、計画的に耐震化を推進していくために「耐震改修促進計画」を策定することになりました。

2 つくば市耐震改修促進計画について

つくば市では、茨城県が平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」を策定したのを受け、平成20年3月に「つくば市耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度を計画期間の最終年度として建築物の耐震化を進めてきました。市有特定建築物は、計画目標をほぼ達成する水準に至りましたが、民間住宅等を含め目標までには到達しておりません。依然として旧耐震基準の建築物も残されている状況にあります。

計画期間内においても、平成23年3月11日の東日本大震災により市内では、一部損壊を含め、家屋の被害を受けています。

3 つくば市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

国においては、今後予想される首都直下地震の切迫性が指摘されている状況を踏まえ、平成27年6月に国土強靱化アクションプラン2015を策定し、住宅・建築物の耐震化率などの数値目標を平成32年度までに95%としました。

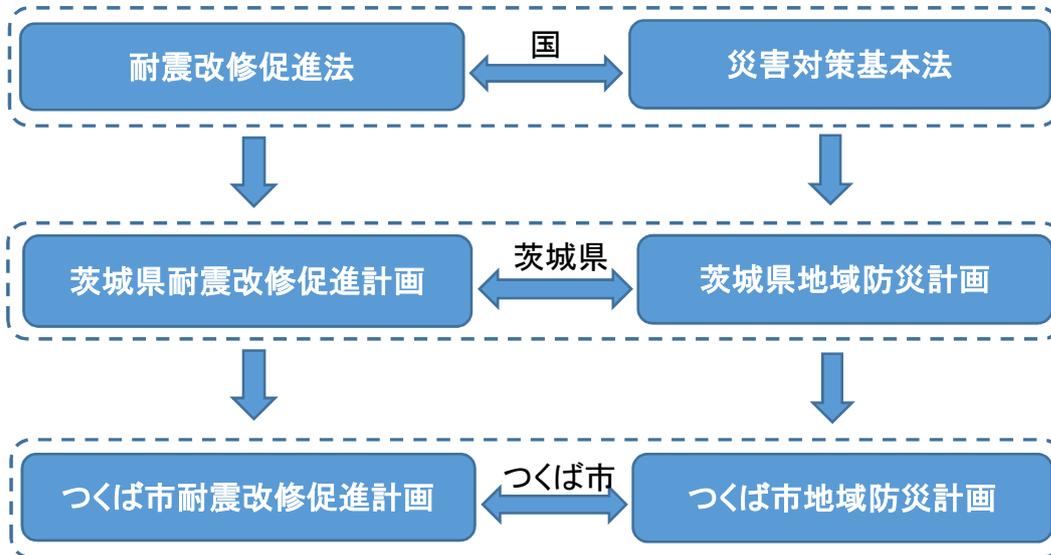
茨城県においても今年度、「茨城県耐震改修促進計画」を改定し、建築物の耐震化率の目標を95%に設定し、計画期間についても平成32年度まで延長することが決定しております。

市においても、これまで以上に耐震化を促進する必要があることから、国土強靱化アクションプラン2015及び茨城県の計画と整合を図り計画期間を平成32年度までとして5年間延長するとともに、耐震化の目標を95%(市有特定建築物については100%)に定め、計画を進めていきます。

4 つくば市耐震改修促進計画の計画期間延長の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法及び県計画を勘案し策定します。



(2) 計画の期間

平成20年度から平成32年度まで
(現計画を5年間延長する。)

(3) 耐震化の目標

国土強靱化アクションプラン2015及び茨城県耐震改修促進計画との整合を図り、目標を設定します。

	H19年 策定時の 耐震化率 (推計値)	H27年の 耐震化率 (推計値)	現計画 (H27年度) 耐震化率 の目標		H32年度 耐震化率 の目標
住 宅	77%	81%	90%	→	95%
民間の特定建築物	82%	82%	90%	→	95%
公共・公益機関の 特定建築物	66%	69%	90%	→	95%
市が所有する 特定建築物	52%	97%	100%	→	100%

(4) 耐震診断・改修の促進を図るための施策

現行計画の各施策を継続して実施します。

基本方針及び主な施策の内容は、次のとおりとします。

① 基本方針

- 建築物の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備を努めるとともに、地震時の総合的な安全対策を推進していきます。
- 計画的かつ効率的に耐震化を推進していくために、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき地域の考え方を示します。
- 市が所有する施設については、耐震診断・改修の実施計画を作成するとともに、定期的に検証し着実な推進に努めます。

② 施策の内容

- 建築物の耐震診断・改修の助成制度の整備
 - ・建築士等の専門家に耐震診断を依頼するための費用の補助
 - ・耐震診断の結果、改修が必要となった場合の工事費用の補助
- 安心して耐震診断・改修できる環境整備
 - ・相談窓口の設置
 - ・住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表
- 優先的に耐震化に着手すべき建築物
 - ・地震時に通行を確保すべき道路の沿道の耐震化促進
- 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発
 - ・地震防災マップの作成
 - ・地震防災マップの公表
 - ・相談体制・情報提供の充実
 - ・自治会等との連携
- 耐震化を促進するための指導や命令等
 - ・耐震改修促進法による指導，助言，指示等
- その他，施策についても現行計画に従い進めます。

③ 計画期間延長による効果

- 促進計画を継続することにより耐震化率向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図ります。
- 国が推進する耐震改修促進法に基づく各施策及び、茨城県耐震改修促進計画と連携した施策に継続して取り組むことにより耐震化率向上を図ります。
(国，県の耐震化促進に関する助成制度の適用が受けられます。)